

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度継続決済に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成20年度 教育センター清掃等業務 委託	28,350	平成21年度	5,775	平成22年度から 平成23年度まで	11,550					11,550
平成20年度 教育センター大研修室音 響機器等買付料	9,470	平成21年度	1,877	平成22年度から 平成25年度まで	7,510					7,510
平成21年度 教育情報ネットワーク機 器等買付料	14,635			平成22年度から 平成26年度まで	12,452					12,452
平成21年度 教育情報研修システム 機器買付料	104,260			平成22年度から 平成27年度まで	104,260					104,260
平成21年度 境港総合技術高等学校 実習機器買付料	984			平成22年度から 平成23年度まで	984	984				0
平成20年度 鳥取県立生涯学習セン ター管理委託	311,285	平成21年度	62,257	平成22年度から 平成25年度まで	249,028					249,028
平成20年度 青少年社会教育施設給 食業務委託	25,608	平成21年度	7,985	平成22年度から 平成23年度まで	17,624					17,624
平成20年度 青少年社会教育施設清 掃業務委託	8,022	平成21年度	2,674	平成22年度から 平成23年度まで	5,348					5,348
平成18年度 映像録音資料閲覧機器 の買付料	4,589	平成19年度から 平成21年度まで	1,474	平成22年度から 平成23年度まで	656					656
平成20年度 図書館大研修室視聴覚 機器買付料	8,896	平成21年度	1,216	平成22年度から 平成25年度まで	4,357					4,357

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成20年度 図書館情報ハイウェイ接 続機器賃借料	781	平成21年度	158	平成22年度から 平成25年度まで	620					620
平成20年度 図書館清掃等業務委託	50,190	平成21年度	8,986	平成22年度から 平成23年度まで	17,971					17,971
平成21年度 無断持出防止装置シス テム賃借料	5,962			平成22年度から 平成26年度まで	5,814					5,814
平成14年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	277,056	平成15年度から 平成21年度まで	274,836	平成22年度から 平成23年度まで	2,220					2,220
平成15年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	274,648	平成16年度から 平成21年度まで	269,736	平成22年度から 平成24年度まで	3,912					3,912
平成16年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	273,648	平成17年度から 平成21年度まで	252,384	平成22年度から 平成25年度まで	21,264					21,264
平成19年度 青谷上寺地遺跡 指定地公有化事業	1,509,688	平成20年度から 平成21年度まで	363,647	平成22年度から 平成29年度まで	1,146,041	916,832				229,209
平成20年度 理蔵文化財センター施設 機械整備等業務委託	3,696	平成21年度	626	平成22年度から 平成23年度まで	1,253					1,253
平成21年度 妻木院田遺跡中央ガイ ダンス施設パソコン賃借 料	590		0	平成22年度から 平成26年度まで	590					590
平成21年度 妻木院田遺跡事務所機 械整備委託	1,134		0	平成22年度から 平成24年度まで	1,134					1,134

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度継続決済に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額 期間	当該年度以降の支出予定額 期間	左の財源内訳				
				金額	特定財源			一般財源
					金額	国庫支出金	地方債	
平成21年度 妻木映田遺跡事務所清 掃業務委託	12,372		平成22年度から 平成24年度まで	12,372			12,372	
平成20年度 博物館清掃等業務委託	38,646	平成21年度	平成22年度から 平成23年度まで	14,614			14,614	
平成21年度 博物館資料データベース 公開システム機器賃借 料	16,298		平成22年度から 平成26年度まで	13,568			13,568	
平成21年度 博物館蔵書関係業務外 部委託	24,607		平成22年度から 平成24年度まで	24,607			24,607	
平成20年度 鳥取県立武道館管理委 託	336,770	平成21年度	平成22年度から 平成25年度まで	271,525			271,525	
平成20年度 鳥取県立鳥取産業体育 館及び鳥取県営鳥取屋 内プール管理委託	288,730	平成21年度	平成22年度から 平成25年度まで	233,952			233,952	
平成20年度 鳥取県立米子産業体育 館管理委託	141,020	平成21年度	平成22年度から 平成25年度まで	116,095			116,095	
平成20年度 鳥取県立倉吉体育文化 会館管理委託	218,210	平成21年度	平成22年度から 平成25年度まで	178,775			178,775	
平成20年度 鳥取県営米子屋内プー ル管理委託	233,490	平成21年度	平成22年度から 平成25年度まで	186,036			186,036	
平成20年度 鳥取県営ライフル射撃場 管理委託	2,225	平成21年度	平成22年度から 平成25年度まで	1,780			1,780	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他	
平成20年度 倉吉養護学校給食業務委託	42,729	平成21年度	14,243	平成22年度から 平成23年度まで	28,486				28,486
平成20年度 日生養護学校等給食業務委託	20,550	平成21年度	6,850	平成22年度から 平成23年度まで	13,700				13,700
平成21年度 県立百鬼中学校給食業務委託	31,215			平成22年度から 平成24年度まで	31,215				31,215
平成21年度 島取養護学校等給食業務委託	34,989			平成22年度から 平成24年度まで	34,989				34,989

# 特別会計総括表

議案第15号

会 計 名	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
県立学校農業実習特別会計	58,874千円	66,378千円	△7,504千円
合 計	58,874千円	66,378千円	△7,504千円

平成22年度鳥取県立学校農業実習特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 財産収入	1 財産売払収入		40,825	42,659	△ 1,834			
			40,825	42,659	△ 1,834			
		1 生産物売払収入	34,151	36,302	△ 2,151	1 生産物売払収入	34,151	
2 繰越金	1 繰越金	2 家畜類売払収入	5,584	5,272	312	1 家畜類売払収入	5,584	
		3 物品売払収入	1,090	1,085	5	1 物品売払収入	1,090	
			18,028	23,698	△ 5,670			
3 諸収入	1 雑入		18,028	23,698	△ 5,670			
			18,028	23,698	△ 5,670	1 前年度繰越金	18,028	
			21	21	0			
歳入合計	1 雑入		21	21	0			
			21	21	0			
			21	21	0	1 雑入	21	
歳入合計			58,874	66,378	△ 7,504			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
1	県立学校 農業実習費		50,157	48,909	1,248		9,332	40,825			
	1	県立学校 農業実習費	50,157	48,909	1,248		9,332	40,825	9	旅費	30
									11	需用費	42,183
									12	役務費	4,103
									13	委託料	59
									14	使用料及び 賃借料	70
									16	原材料費	2,411
									18	備品購入費	136
									19	負担金、補助 及び負担金	765
											702
											土地改良区負担金
											水利組合負担金
											14
											農事組合負担金
											20
											ホルスサイン登録協会負担金
											3
											家畜改良同志会負担金
											10
											農協果実部社支部会費
											5
											マル手福作会費
											2
											食品衛生協会費
											8
											稲「強力」を育む会
											1
									27	公課費	400

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 予備費		8,717	7,469	1,248				8,717		
1 予備費		8,717	7,469	1,248				8,717		
1 予備費		-	7,469	1,248				8,717		
3 一般会計 繰出金		0	10,000	△ 10,000				0		
1 一般会計 繰出金		0	10,000	△ 10,000				0		
1 一般会計 繰出金		0	10,000	△ 10,000				0		
歳 出 合 計		58,874	66,378	-7,504				18,049	40,825	



平成22年度特別会計当初予算説明資料

1款 県立学校農業実習費

1項 県立学校農業実習費

1目 県立学校農業実習費

(県立学校農業実習特別会計)

教育環境課 (内線: 7913)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	諸収入	繰越金	財産収入	
県立学校農業実習費	50,157	48,909	1,248		21	9,311	40,825	
トータルコスト	51,771千円 (前年度50,566千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	支払等会計事務手続							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の概要 智頭農林高校、倉吉農業高校の農業実習に要する経費である。								
2 事業の内容 (単位: 千円)								
学校名	予算額	主な実習内容						
智頭農林	3,437	野菜・草花の栽培実習 庭園木の生産実習 食品加工実習(味噌など)						
倉吉農業	38,720	野菜・草花の栽培実習 家畜の飼育と畜産経営の学習 食品加工実習(醤油、乳製品他)						
本庁	8,000							
計	50,157							

3款 予備費

1項 予備費

1目 予備費

教育環境課 (内線: 7913)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	諸収入	繰越金	財産収入	
予備費	8,717	7,469	1,248			8,717		
トータルコスト	8,717千円 (前年度7,469千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の概要 県立学校農業実習特別会計に係る予備費である。								

2款 一般会計繰出金

1項 一般会計繰出金

1目 一般会計繰出金

教育環境課 (内線: 7913)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	諸収入	繰越金	財産収入	
【廃止】 一般会計繰出金	0	10,000	△10,000					
トータルコスト	0千円 (前年度10,000千円)							
従事する職員数	正職員: 0.0人							
主な業務内容	-							
事業内容の説明								
(廃止の理由) 平成22年度の一般会計予算からの繰出予定がないため。								
(事業の概要) 一般会計予算から県立学校農業実習特別会計への繰出金である。								

平成22年度 当初予算歳出事項別明細書 (教育委員会)

(特別会計)

節	款 項 目	県立学校農業実習費				予備費			
		うち教育委員会				うち教育委員会			
		県立学校農業実習費				予備費			
		県立学校農業実習費				予備費			
1	報 酬								
2	給 料								
3	職員手当等								
4	共 済 費								
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	賞 金								
8	報 償 費								
9	旅 費	30	30	30	30				
	費用弁償								
	普通旅費	30	30	30	30				
	特別旅費								
10	交 際 費								
11	需 用 費	42,183	42,183	42,183	42,183				
12	役 務 費	4,103	4,103	4,103	4,103				
13	委 託 料	59	59	59	59				
14	使用料及び賃借料	70	70	70	70				
15	工事請負費								
16	原 材 料 費	2,411	2,411	2,411	2,411				
17	公有財産購入費								
18	備品購入費	136	136	136	136				
19	負担金、補助及び交付金	765	765	765	765				
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積 立 金								
26	寄 付 金								
27	公 課 費	400	400	400	400				
28	繰 出 金								
	予 備 費					8,717	8,717	8,717	8,717
	計	50,157	50,157	50,157	50,157	8,717	8,717	8,717	8,717
財 源 内 訳	国庫支出金								
	繰 入 金								
	そ の 他	9,332	9,332	9,332	9,332	8,717	8,717	8,717	8,717
訳	事業収入	40,825	40,825	40,825	40,825				

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1 款	県立学校農業実習費	
1 項	県立学校農業実習費	
1 目	県立学校農業実習費	
	負担金補助 及び交付金	
	土地改良区負担金	702
	水利組合負担金	14
	農事組合負担金	20
	ホルスタイン登録協会負担金	3
	家畜改良同志会負担金	10
	農協果実部社支部会費	5
	マルチ稲作会費	2
	食品衛生協会費	8
	稲「強力」を育む会	1

# 特別会計総括表

議案第16号

会 計 名	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
育英奨学事業特別会計	943,468	852,571	90,897
合 計	943,468	852,571	90,897

平成22年度鳥取県育英奨学事業特別会計歳入歳出事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金			538,029	467,428	70,601			
	1 一般会計繰入金		538,029	467,428	70,601			
2 諸収入		1 一般会計繰入金	538,029	467,428	70,601	1	一般会計繰入金	538,029
			405,439	385,143	20,296			
		1 貸付金元利収入	257,098	226,307	30,791			
		2 日本学生支援機構交付金	148,341	158,836	△ 10,495			
		1 貸付金元利収入	257,098	226,307	30,791	1	貸付金元利収入	257,098
		1 日本学生支援機構交付金	148,341	158,836	△ 10,495	1	日本学生支援機構交付金	148,341
	歳入合計		943,468	852,571	90,897			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	育英奨学資金 貸付事業費		943,468	852,571	90,897	538,029	405,439				
		1 育英奨学資金 貸付事業費	943,468	852,571	90,897	538,029	405,439		21 貸付金	933,432	高等学校等奨学生貸付金 614,400 大学等奨学生貸付金 319,032
									23 償還金、利子 及び割引料	10,036	国庫償還金 10,036
	歳出合計		943,468	852,571	90,897	538,029	405,439				

平成22年度育英奨学事業特別会計当初予算説明資料

1 款 育英奨学資金貸付事業費

1 項 育英奨学資金貸付事業費

人権教育課 (内線: 7516)

1 目 育英奨学資金貸付事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	繰入金													
育英奨学事業費	943,468	852,571	90,897			(交付金) 148,341 (諸収入) 257,098	538,029													
トータルコスト	953,150千円 (前年度 862,513千円) [正職員:1.2人、非常勤職員:0.7人]																			
主な業務内容	鳥取県育英奨学資金(高校・大学)の貸付、返還																			
工程表の政策目標(指標)	修学資金の支援																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内に住所を有する者の子等で、高等学校等・大学等に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学資金</td> <td>614,400</td> <td>貸与月額…(自 宅) 国公立18,000円、私立30,000円 (自宅外) 国公立23,000円、私立35,000円 新規採用枠…940人[採用枠205人拡大 (H21~)] 貸与条件…成績基準なし、所得基準 返還方法…貸与終了後15年以内、無利子</td> </tr> <tr> <td>大学等奨学資金</td> <td>319,032</td> <td>貸与月額…国公立 45,000円、私立 54,000円 新規採用枠…240人[採用枠120人拡大] 貸与条件…成績基準 (学業成績3.5以上)、所得基準 返還方法…貸与終了後20年以内、無利子</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金返還金</td> <td>10,036</td> <td>平成14年度から平成16年度までの高等学校奨学資金の財源として国庫補助金が充当されており、奨学生からの返還金の2分の1を国へ返還するもの。</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	金 額	内 容	高等学校等奨学資金	614,400	貸与月額…(自 宅) 国公立18,000円、私立30,000円 (自宅外) 国公立23,000円、私立35,000円 新規採用枠…940人[採用枠205人拡大 (H21~)] 貸与条件…成績基準なし、所得基準 返還方法…貸与終了後15年以内、無利子	大学等奨学資金	319,032	貸与月額…国公立 45,000円、私立 54,000円 新規採用枠…240人[採用枠120人拡大] 貸与条件…成績基準 (学業成績3.5以上)、所得基準 返還方法…貸与終了後20年以内、無利子	国庫補助金返還金	10,036	平成14年度から平成16年度までの高等学校奨学資金の財源として国庫補助金が充当されており、奨学生からの返還金の2分の1を国へ返還するもの。
区 分	金 額	内 容																		
高等学校等奨学資金	614,400	貸与月額…(自 宅) 国公立18,000円、私立30,000円 (自宅外) 国公立23,000円、私立35,000円 新規採用枠…940人[採用枠205人拡大 (H21~)] 貸与条件…成績基準なし、所得基準 返還方法…貸与終了後15年以内、無利子																		
大学等奨学資金	319,032	貸与月額…国公立 45,000円、私立 54,000円 新規採用枠…240人[採用枠120人拡大] 貸与条件…成績基準 (学業成績3.5以上)、所得基準 返還方法…貸与終了後20年以内、無利子																		
国庫補助金返還金	10,036	平成14年度から平成16年度までの高等学校奨学資金の財源として国庫補助金が充当されており、奨学生からの返還金の2分の1を国へ返還するもの。																		
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>増加する奨学資金の貸与希望に対応し、平成21年度は次のとおり貸与を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等奨学資金新規貸与者 778人</li> <li>・大学等奨学資金新規貸与者 120人</li> </ul> <p>【改善点】</p> <p>雇用状況が急激に悪化していること及び奨学金の早期決定を希望する声が多いことを考慮し、大学等奨学金について次の改善を行い、経済面の不安から進学を断念することのないよう、安心して学び、進学できる環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用枠を120人追加し、240人とする。(平成21年度新規採用枠 120人)</li> <li>・予約募集(高校2年生)と大学入学後募集に分けて募集を行っていたが、すべての採用枠を予約募集(高校3年生対象)とする。</li> </ul>																				

平成22年度 当初予算歳出事項別明細書（教育委員会）

（特別会計）

節	款 項 目	育英奨学資金貸付事業費			
		うち教育委員会			
		育英奨学資金貸付事業費			
		育英奨学資金貸付事業費			
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
5	災害補償費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃 金				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需用費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金	933,432	933,432	933,432	933,432
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	10,036	10,036	10,036	10,036
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	943,468	943,468	943,468	943,468
財 源 内 訳	国庫支出金				
	繰 入 金	538,029	538,029	538,029	538,029
	そ の 他	405,439	405,439	405,439	405,439
	事業収入				



節 の 明 細 (育英奨学事業特別会計)

項 目		金額(千円)等
1 款 育英奨学資金貸付事業費		
1 項 育英奨学資金貸付事業費		
1 目 育英奨学資金貸付事業費		
貸 付 金	育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	614,400
	育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	319,032
償還金、利子 及び割引料	国庫償還金	10,036

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(特別会計)

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳						
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円		
平成22年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	千円 795,972											
平成22年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	779,544			平成23年度から 平成28年度まで	795,972				148,341		647,631	
				平成23年度から 平成28年度まで	779,544						779,544	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分(特別会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
		期 間	金 額		金 額	期 間	金 額	待 定 財 源	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	279,072	平成18年度から 平成21年度まで	238,356	平成22年度から 平成26年度まで	40,716				40,716
平成18年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	712,692	平成19年度から 平成21年度まで	674,172	平成22年度から 平成23年度まで	38,520		8,078		30,442
平成18年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	195,912	平成19年度から 平成21年度まで	150,768	平成22年度から 平成24年度まで	45,144				45,144
平成19年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	712,692	平成20年度から 平成21年度まで	449,448	平成22年度から 平成24年度まで	263,244		58,836		204,408
平成19年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	88,992	平成21年度	22,572	平成22年度から 平成27年度まで	66,420				66,420
平成19年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	195,912	平成20年度から 平成21年度まで	104,328	平成22年度から 平成25年度まで	91,584				91,584
平成20年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	648,984	平成21年度	205,536	平成22年度から 平成25年度まで	443,448		109,374		334,074
平成20年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	284,904	平成21年度	52,164	平成22年度から 平成28年度まで	232,740				232,740
平成21年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	795,972			平成22年度から 平成26年度まで	795,972		158,836		637,136
平成21年度 育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金) (緊急経済対策分))	193,932			平成22年度から 平成25年度まで	193,932				193,932
平成21年度 育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	195,912			平成22年度から 平成27年度まで	195,912				195,912

<p>条 例 名 等</p>	<p>県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について (鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。</p> <p>&lt;利用の許可をしないことが出来る場合&gt;</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。  (2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。  (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>平成22年4月1日</p>

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について (鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。 &lt;利用の許可をしないことができる場合&gt; (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 教育委員会は、その利用(展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第6条第1項又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第6条又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の新設について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の新設理由 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿(ほうふつ)させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡(以下「遺跡」という。)を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、鳥取県立むきばんだ史跡公園を設置する。</p> <p>2 条例案の概要</p> <p>(1) 設置 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園を米子市及び西伯郡大山町に設置する。</p> <p>(2) 施設等 ア 史跡公園に次の施設を置く。 (ア) ガイダンス施設 (イ) 埋蔵文化財研究棟その他の埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設 (ウ) 屋外展示施設 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設 イ 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。</p> <p>(3) 利用時間 午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの間にあつては、午前9時から午後7時まで)とする。</p> <p>(4) 利用休止日 ア 毎月第4月曜日(その日が休日である場合は、その直後の休日でない日) イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(5) 利用の許可 史跡公園の施設設備を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(6) 使用料 ア (5)の許可を受けてする史跡公園の施設設備の利用については、次のとおり使用料を徴収する。 (ア) 体験学習室1 使用1時間につき400円(暖房又は冷房を使用したときにあつては、500円) (イ) 体験学習室2 使用1時間につき260円(暖房又は冷房を使用したときにあつては、325円) (ウ) 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円 イ 使用料の減免、還付に関し必要な事項を定める。</p> <p>(7) 監督処分 利用者に対する行為の制限、措置命令等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(8) その他 権限の委任その他の所要の事項を定める。</p> <p>(9) 施行期日は、平成22年4月1日とする。</p>



## 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

### (施設)

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ガイダンス施設
- (2) 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- (3) 屋外展示施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

### (職員)

第3条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

### (利用時間)

第4条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 教育委員会は、前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

### (利用の休止)

第5条 史跡公園の利用を休止する日（以下「利用休止日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 毎月第4月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）である場合は、その直後の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

3 教育委員会は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

### (利用の許可)

第6条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

### (使用料の徴収)

第7条 利用許可を受けてする史跡公園の施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

### (使用料の減免)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるものために使用させるとき。
- (3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。
- (4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の場合 免除
- (2) 前項第 2 号又は第 5 号の場合 免除又は減額 2 分の 1

(既納の使用料)

第 9 条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第 10 条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 史跡公園の施設又は展示物その他の資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 教育委員会の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
- (3) 教育委員会の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 教育委員会の許可を受けずに物品を販売すること。
- (7) 公開されていない区域に進入すること。
- (8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- (9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項第 3 号及び第 6 号の許可について、準用する。

3 教育委員会は、第 1 項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 第 1 項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

- (1) 管理団体(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた者をいう。)が行う行為
- (2) 文化財保護法第 125 条第 1 項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けずにする行為
- (3) 文化財保護法第 125 条第 7 項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(措置命令)

第 11 条 教育委員会は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第 12 条 第 7 条及び第 8 条（第 1 項第 2 号及び第 5 号を除く。）に規定する知事の権限は、所長に委任する。

2 この条例に規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

- 1 体験学習室 1 使用 1 時間につき 400 円（暖房又は冷房を使用したときにあつては、500 円）
- 2 体験学習室 2 使用 1 時間につき 260 円（暖房又は冷房を使用したときにあつては、325 円）
- 3 屋外展示施設 使用面積 100 平方メートル 1 日につき 300 円

備考 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。

条例名等	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 条例の改正理由</p> <p>(1) 受益と負担の公平の確保を図るため、県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を引き上げる。</p> <p>(2) 地方公共団体の設置する高等学校における授業料を原則として不徴収とする法律が制定されることに伴い、県立高等学校の授業料を徴収しないこととする者を定める。</p> <p>2 条例案の概要</p> <p>(1) 県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を引き上げる。</p> <p>ア 全日制の課程 1年につき118,800円 (現行 111,600円)</p> <p>イ 定時制の課程 1年につき32,400円 (現行 31,200円)</p> <p>ウ 通信制の課程 1単位につき310円 (現行 290円)</p> <p>(2) 県立高等学校の生徒に対しては、当分の間、専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しないものとする。</p>

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後		改正前																																											
<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学科を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しない。</u></p> <p>3 略</p>		<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学科を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p>																																											
<p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学科及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>授業料（年額）</th> <th>入学科</th> <th>入学選抜手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県立高等学校</td> <td>全日制の課程</td> <td>118,800円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td>32,400円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信制の課程</td> <td>1単位につき 310円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		区分	金額			授業料（年額）	入学科	入学選抜手数料	県立高等学校	全日制の課程	118,800円	略	定時制の課程	32,400円	略	通信制の課程	1単位につき 310円	略	略				<p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学科及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>授業料（年額）</th> <th>入学科</th> <th>入学選抜手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県立高等学校</td> <td>全日制の課程</td> <td>111,600円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td>31,200円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信制の課程</td> <td>1単位につき 290円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		区分	金額			授業料（年額）	入学科	入学選抜手数料	県立高等学校	全日制の課程	111,600円	略	定時制の課程	31,200円	略	通信制の課程	1単位につき 290円	略	略			
区分	金額																																												
	授業料（年額）	入学科	入学選抜手数料																																										
県立高等学校	全日制の課程	118,800円	略																																										
	定時制の課程	32,400円	略																																										
	通信制の課程	1単位につき 310円	略																																										
略																																													
区分	金額																																												
	授業料（年額）	入学科	入学選抜手数料																																										
県立高等学校	全日制の課程	111,600円	略																																										
	定時制の課程	31,200円	略																																										
	通信制の課程	1単位につき 290円	略																																										
略																																													

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に県立高等学校に在学し、及び施行日以後引き続き在学する者であって、改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（以下「新条例」

という。)第2条第2項の規定による授業料の不徴収(以下単に「不徴収」という。)の対象とならないものに係る授業料の額は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額は、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者)で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額と同額とする。

件名	工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区））の締結についての議決の一部変更について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）に係る工事請負契約についての議決（平成21年1月27日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 工事名 県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）</p> <p>(2) 工事場所 米子市博労町四丁目</p> <p>(3) 相手方 県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）          松本・金田・平田特定建設工事共同企業体          代表者 米子市富益町69番地5          有限会社松本組          代表取締役 松本雄次          米子市古豊千225番地1          株式会社金田工務店          代表取締役 金田勝          米子市西福原三丁目11番25号          株式会社平田組          代表取締役 平田淳</p> <p>(4) 当初契約金額 1,191,120,000円          変更後契約金額 1,262,227,050円          （同上差額） 71,107,050円</p> <p>(5) 当初契約期間 平成21年2月5日から平成22年10月31日まで          変更後契約期間 平成21年2月5日から平成23年1月31日まで</p> <p>(6) 変更理由 杭工法変更に伴う杭打機の機種変更、杭の加工、岩盤処分等に要する経費等の増額及び工法検討等に期間を要したことによる期間延長を行うもの。</p>

件名	財産を無償で貸し付けること（吉川経家公銅像設置用地）について							
提出理由	<p>1 提出理由                  武道を志す者の意欲の高揚を図るとともに、観光の名所とするため、鳥取にゆかりの深い吉川経家公の銅像設置の用に供する土地を無償で貸し付けてきたところであるが、貸付契約期間が満了するため、貸付期間の更新を行おうとするものである。</p> <p>2 概要                  (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市東町一丁目326番</td> <td style="text-align: center;">72平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方                  鳥取市尚徳町116番地                  鳥取市</p> <p>(3) 貸付期間                  平成22年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>(4) 経緯                  平成5年7月1日から鳥取市に銅像設置用地として無償貸付している。</p>		種類	所在地	数量	土地	鳥取市東町一丁目326番	72平方メートル
種類	所在地	数量						
土地	鳥取市東町一丁目326番	72平方メートル						
概要								



件名	財産を無償で貸し付けること（鳥取市武道館用地）について							
提出理由	<p>1 提出理由                  武道の普及と競技力の向上を図るため、鳥取市武道館の用に供する土地を無償で貸し付けてきたところであるが、貸付契約期間が満了するため、貸付期間の更新を行おうとするものである。</p> <p>2 概要                  (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 45%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>鳥取市東町一丁目326番 ほか1筆</td> <td>4,710.60平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方                  鳥取市尚徳町116番地                  鳥取市</p> <p>(3) 貸付期間                  平成22年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>(4) 経緯                  平成12年10月1日から鳥取市に鳥取市武道館用地として無償貸付している。</p>		種類	所在地	数量	土地	鳥取市東町一丁目326番 ほか1筆	4,710.60平方メートル
種類	所在地	数量						
土地	鳥取市東町一丁目326番 ほか1筆	4,710.60平方メートル						
概要								
要								

件名	財産を無償で貸し付けること（米子市営武道館用地）について							
提出理由	<p>1 提出理由                  武道の普及と競技力の向上を図るため、米子市営武道館の用に供する土地を無償で貸し付けてきたところであるが、貸付契約期間が満了するため、貸付期間の更新を行おうとするものである。</p> <p>2 概要                  (1) 財産の内容</p> <table border="1" data-bbox="331 768 1347 981"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>米子市糺町一丁目202番 ほか11筆</td> <td>1,366.82平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方                  米子市加茂町一丁目1                  米子市</p> <p>(3) 貸付期間                  平成22年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>(4) 経緯                  平成12年10月1日から米子市に米子市営武道館用地として無償貸付している。</p>		種類	所在地	数量	土地	米子市糺町一丁目202番 ほか11筆	1,366.82平方メートル
種類	所在地	数量						
土地	米子市糺町一丁目202番 ほか11筆	1,366.82平方メートル						
概要								

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の給与に関する条例等の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b> 労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正並びに人事委員会の「人事管理に関する報告」を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合の引き上げを行うとともに、時間外勤務代休時間に係る制度を新設する等所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 ア 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げる。 イ 義務教育等教員特別手当の上限額を月額11,700円(現行 15,900円)に引き下げる。 ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間(時間外勤務代休時間)を指定することができる制度を新設する。</p> <p>(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (2)に準じた改正を行う。</p> <p>(4) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 (2)に伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>3 施行期日</b> 平成22年4月1日</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項</u>に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜ</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜ</p>

られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定により週休日とされた日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務（前項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第3項勤務」という。）の時間の合計時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給

られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万1,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

別表第7 行政職給料表級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準的な職務
略	
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。) <u>及び課(課に相当するものを含む。)</u> をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
略	

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万5,900円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

別表第7 行政職給料表級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準的な職務
略	
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
略	

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第10条 略 <u>(時間外勤務代休時間)</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第10条 略

第10条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例

(昭和26年鳥取県条例第3号)第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(無給休暇)

第17条 略

2 略

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4～6 略

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(無給休暇)

第17条 略

2 略

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4～6 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(時間外勤務代休時間)</u></p> <p><u>第8条の2 市町村教育委員会は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日</u>を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>休日</u>を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p>



<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
---	--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5. 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、<u>第10条の2</u>、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 職員の勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給される職員の範囲、支給額、支給対象となる業務について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 防疫等業務手当の支給額及び支給対象となる業務を次のとおり改める。 ア 防疫等業務手当の支給対象となる業務として、新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護等の業務に準ずると人事委員会が認める業務を加える。 イ 死亡畜の解剖業務及びその補助業務に係る防疫等業務手当の支給額を、日額1,200円(現行 600円)に引き上げる。 (2) 家畜保健衛生業務手当の支給額及び支給対象となる業務を次のとおり改める。 ア 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が、死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに支給する手当の額を、日額1,200円(現行 600円)に引き上げる。 イ 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が、牛若しくは豚に対するワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したときに手当を支給することとする。 ウ 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに手当を支給することとする。 (3) 海上危険業務手当の支給対象となる業務は、沿岸3マイル以遠の海域において従事したものに限らないこととする。 (4) 特別支援学校等に勤務する教諭等に対する教員特殊業務手当について、支給される職員の範囲及び支給額を次のとおり改める。 ア 特別支援学校において手当の支給される職員の範囲を主幹教諭、教諭、助教諭又は講師(現行 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員)とする。 イ 支給額を月額5,500円(現行 11,000円)に引き下げる。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>

区分	議会の委任による専決処分の報告について (2) 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区））の 締結についての議決の一部変更について（平成22年2月1日専決）
提出理由及び	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成21年1月27日議決）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>工事着手後の設計変更により契約金額を変更するものである。</p> <p>(1) 工事名 県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区）</p> <p>(2) 工事場所 米子市博労町四丁目</p> <p>(3) 相手方 県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区）                  美保・アカギ・リンクス特定建設工事共同企業体                  代表者 米子市昭和町25番地                  美保テクノス株式会社                  取締役社長 野津一成                  米子市昭和町83番地1                  有限会社アカギ                  代表取締役 赤木博                  境港市蓮池町50番地1                  株式会社リンクス                  代表取締役 池田幸仁</p> <p>(4) 当初契約金額 1,325,100,000円                  変更後契約金額 1,325,718,450円                  (同上差額) 618,450円</p> <p>(5) 変更理由 支持地盤の変動による杭長の精算</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について                  (平成22年2月1日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方                  鳥取市内 個人（借受者）</p> <p>(2) 請求の趣旨                  鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針                  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について                  (平成22年2月1日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 請求の相手方                  鳥取市内及び八頭郡八頭町内 個人2名（借受者及び連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨                  鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針                  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>